

原子力防災に関する協力協定

新潟県（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、原子力災害時における協力について、平時から協力体制の構築及び協力体制に関する情報共有を行うとともに、甲の実施する原子力防災訓練（以下「訓練」という。）において協力体制の確認を行い、新潟県原子力災害広域避難計画に基づく防護措置の実効性を高めることを目的とする。

（協力項目）

第2条 乙は甲に対し、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

- （1）スクリーニングに関する要員及び資機材の支援
- （2）社会福祉施設に入所する要配慮者の避難に関する要員及び車両の支援
- （3）放射性物質拡散予測情報の提供
- （4）訓練を通じた原子力災害時における協力体制の確認並びに訓練結果を踏まえた協力体制の検証及び見直し

（協定の実施体制）

第3条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙のいずれからも書面による終了の申入れがない限り、その効力を維持するものとする。

（情報保護）

第5条 甲及び乙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、この限りではない。

(協議)

第6条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月16日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

新潟県知事 花角 英世

東京都千代田区内幸町1丁目1番3

乙 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明